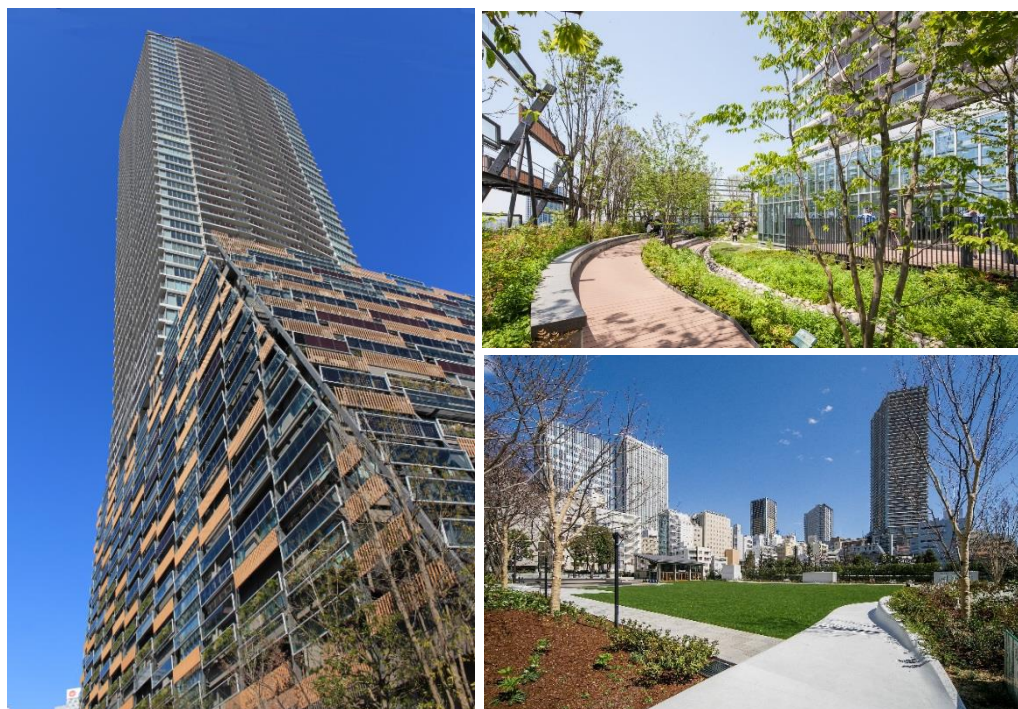


# 第三次 豊島区役所 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

平成 29 年度 ～ 平成 35 年度  
（2017 年度） （2023 年度）

（旧「豊島区役所 環境配慮ガイドライン」）



 豊 島 区



# ●—— 目 次 ——●

<b>1 地球温暖化対策実行計画策定の背景</b> .....	<b>1</b>
(1) 地球温暖化対策の現状.....	1
(2) 国内外における近年の地球温暖化対策の動向.....	1
<b>2 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)における基本的事項</b> .....	<b>2</b>
(1) 計画の目的.....	2
(2) 計画の範囲.....	2
(3) 計画の位置づけ.....	2
(4) 計画期間.....	2
<b>3 温室効果ガスの排出状況及び削減目標</b> .....	<b>3</b>
(1) 対象とする温室効果ガス.....	3
(2) CO <sub>2</sub> 排出量の推移.....	3
(3) CO <sub>2</sub> 排出量の削減目標.....	4
<b>4 環境負荷低減に向けての取組み</b> .....	<b>5</b>
(1) 豊島区役所全職員の率先行動.....	5
(2) 施設の建設、管理等に関する取組み.....	5
(3) 温室効果ガス排出削減又は抑制のための検討課題.....	6
<b>5 計画の推進体制及び点検・評価</b> .....	<b>7</b>
(1) 計画の推進体制.....	7
(2) 点検・評価.....	8
(3) 公表.....	8
<b>参考資料</b> .....	<b>9</b>
排出係数.....	9

# 1 地球温暖化対策実行計画策定の背景

## (1) 地球温暖化対策の現状

地球温暖化とは、大気や海洋の平均気温が長期的に上昇する現象で、主な現象は大気中の二酸化炭素やメタンに代表される温室効果ガスによる「温室効果」によるものとされています。過度な「温室効果」が進むと、人類や生態系にとって深刻でかつ、不可逆的な影響が考えられます。

2015年12月の大気中のCO<sub>2</sub>濃度の観測結果では、産業革命以前の濃度に比べて約44%増加しました。

有効な温暖化対策をとらなかった場合、20世紀末頃と比べて21世紀末の世界の平均気温は2.6～4.8℃上昇する可能性が高く、世界の平均気温上昇を2℃未満に抑制するためには、2050年までに人為的起源の温室効果ガス排出量を40～70%削減する必要があります。

地球温暖化により、日本では2014年8月に亜熱帯性の伝染病であるデング熱の国内感染が70年ぶりに確認され、感染者数は約160人に上りました。

また、極端な気象現象が発生し、多雨による土砂災害等の被害を受けています。

## (2) 国内外における近年の地球温暖化対策の動向

2015年12月にフランスで開催された国連気候変動枠組条約第21回締結国会議（COP21）では、気候変動枠組条約に加盟する196か国すべてが協調して、温室効果ガスの削減に取り組む国際的な枠組とした「パリ協定」が採択されました。

パリ協定は法的拘束力を持つ枠組であり、世界共通の長期目標として2℃削減する目標を設定するほか、産業革命以降の世界の気温上昇を1.5℃未満に抑えることが努力目標として盛り込まれました。

COP21に先立ち、各国は「約束草案」を国連気候変動枠組条約事務局に提出しており、日本も2030年度までに2013年度比で温室効果ガスを26%削減するという「日本の約束草案」を提出しました。

この約束草案で示した目標の達成に向けて着実に取り組むため、2016年5月に「地球温暖化対策計画」を策定し、業務その他部門にあたる地方公共団体は、39.8%の削減を目指すことが目標として掲げられました。

## 2 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）における基本的事項

### (1) 計画の目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）」第21条に基づき、本区の実施する事務事業から排出される温室効果ガスの発生量を削減することを目的として策定するものです。

#### ❖ 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の3

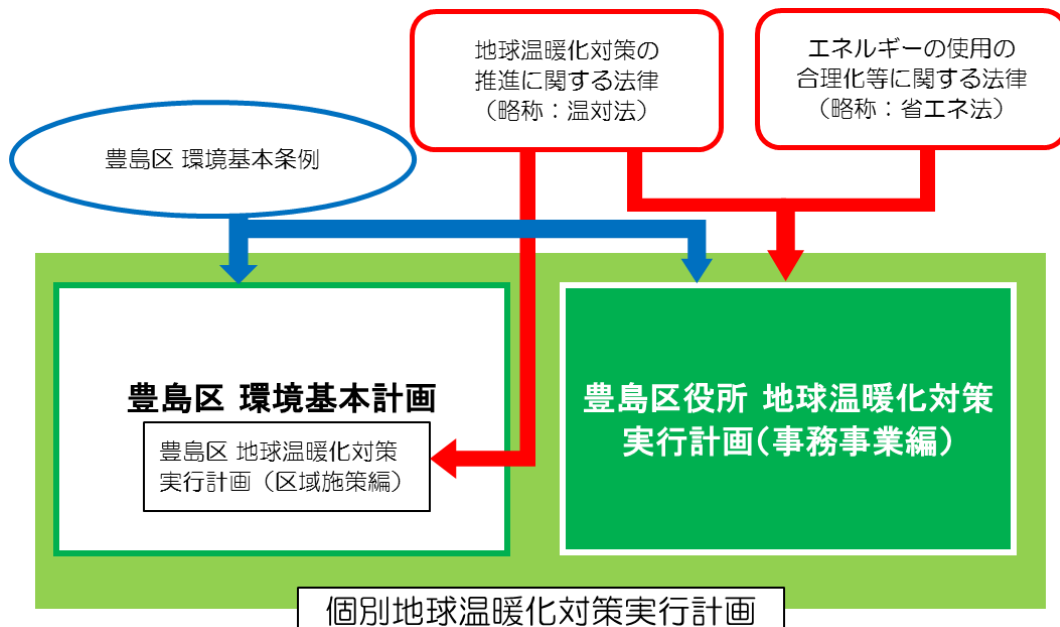
都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

### (2) 計画の範囲

本計画では、「区の事務及び事業」すべてを対象とします。

### (3) 計画の位置づけ

本計画は、「温対法」第21条に規定する「地方公共団体実行計画」です。また、本計画は「第一次 豊島区役所環境配慮ガイドライン」（平成21年3月策定）及び「第二次 豊島区役所環境配慮ガイドライン」（平成25年4月策定）を受け継ぐものです。



### (4) 計画期間

本計画は「平成29年度(2017年度)～平成35年度(2024年度)」の7年間を計画の期間とします。

但し、社会的状況の変化や技術的進歩等を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

### 3 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

#### (1) 対象とする温室効果ガス

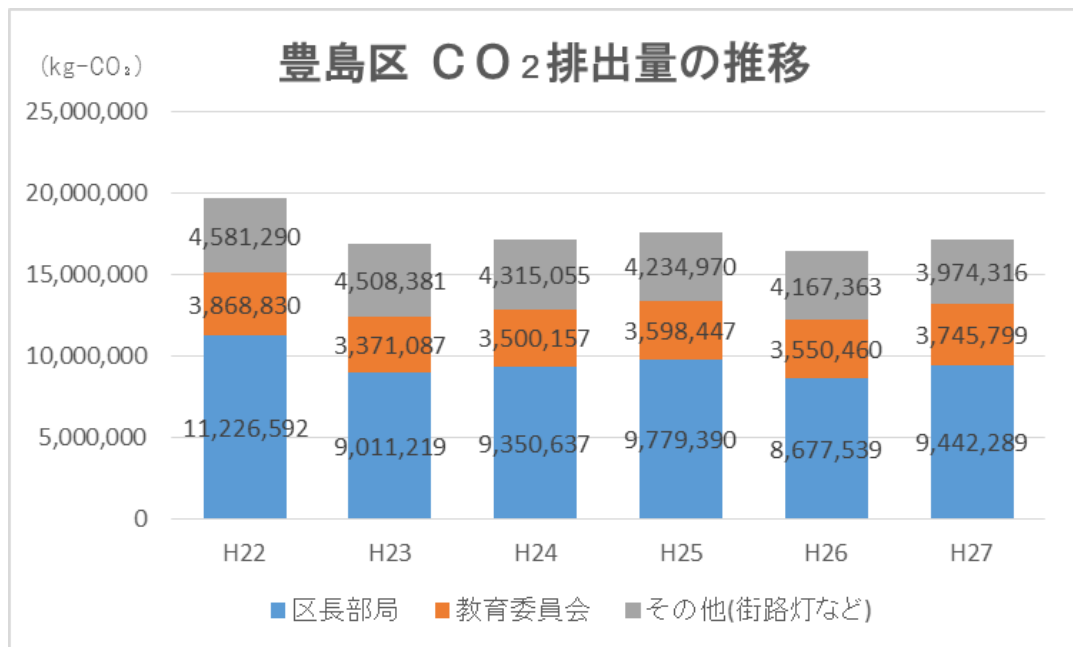
対象とする温室効果ガスは、「温対法」第2条第3項において規定されている7種類の物質のうち、豊島区では日本でもっとも多く排出されている二酸化炭素（以下「CO<sub>2</sub>」という。）を削減の対象とします。

#### (2) CO<sub>2</sub> 排出量の推移

「第二次 豊島区役所 環境配慮ガイドライン(平成25年度～28年度)」では、平成22年度と比較してCO<sub>2</sub>排出量を11%以上削減することを目標としており、平成27年度時点では約13%削減していることから目標を達成できたと評価できます。

単位: kg-CO<sub>2</sub>

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
区長部局	11,226,592	9,011,219	9,350,637	9,779,390	8,677,539	9,442,289
教育委員会	3,868,830	3,371,087	3,500,157	3,598,447	3,550,460	3,745,799
その他(街路灯など)	4,581,290	4,508,381	4,315,055	4,234,970	4,167,363	3,974,316
合計	19,676,712	16,890,687	17,165,849	17,612,807	16,395,362	17,162,404
削減率	-	14.2%	12.8%	10.5%	16.7%	12.8%



※排出係数は「第二次 豊島区役所 環境配慮ガイドライン」の係数を用いています

### (3) CO<sub>2</sub>排出量の削減目標

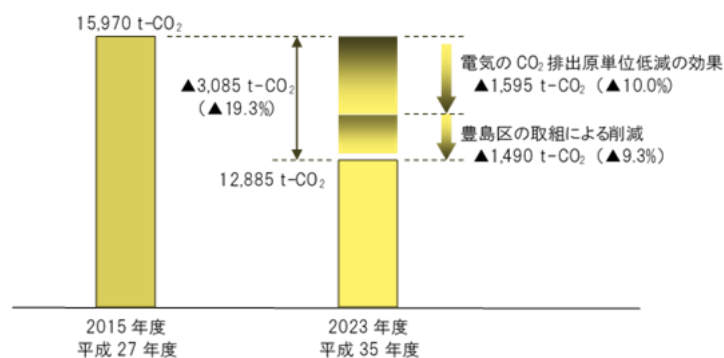
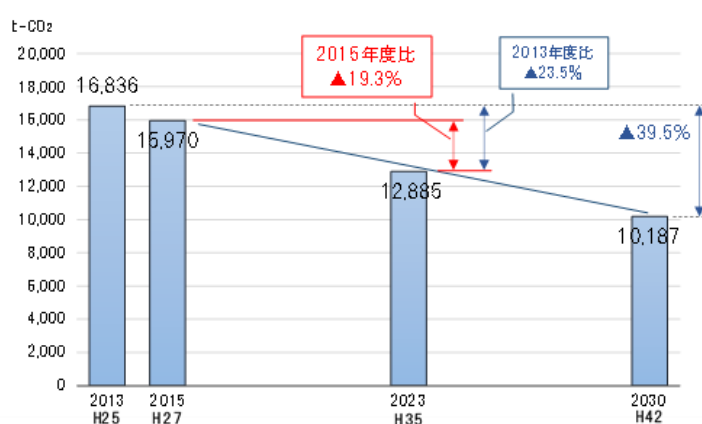
平成27年度比で平成35年度までに  
豊島区CO<sub>2</sub>排出量を19.3%以上  
(12,885 t-CO<sub>2</sub>以下)削減する

※今後比較しやすいように、基準年度は新庁舎に移転した平成27年度としました。

平成25年度(2013年度)と比較をして、平成42年度(2030年度)までにCO<sub>2</sub>排出量を**39.5%以上(10,187 t-CO<sub>2</sub>以下)削減**するために、以下のとおり削減目標を設定します。

この削減目標は、区の事務事業に伴うCO<sub>2</sub>排出を国が定めた目標に当てはめた場合、施設のエネルギー消費に伴うCO<sub>2</sub>は業務その他部門、公用車の運用に伴うCO<sub>2</sub>は運輸部門に分類され、2つの削減目標を合わせ算出した結果、平成42年度までに削減しなければならないCO<sub>2</sub>排出量は39.5%となりました。

また、今後の電源構成の変化(「長期エネルギー需給見通し」)がもたらす電気のCO<sub>2</sub>排出原単位低減効果を含む国の考え(「地球温暖化対策計画」)に準じていることから、実行計画の目標達成状況は、電気のCO<sub>2</sub>排出原単位低減によるCO<sub>2</sub>排出量削減効果も含めて評価することを前提とします。



## 4 環境負荷低減に向けての取組み

### (1) 豊島区役所全職員の率先行動

施設や設備・機器・公用車等の運用改善など、従前より実施してきた環境配慮率先行動については、効果に即時性があること、職員をはじめ住民や事業者など施設利用者の意識啓発にもつながること、また、取組みの継続により効果が持続することなどから、今後も「豊島区 環境マネジメントシステム」に基づき取組みを実施するとともに、取組みを強化し、より一層温室効果ガスの削減に努めていきます。

なお、取組みの詳細については、別冊「豊島区役所 CO<sub>2</sub>排出量削減への取組み」に示します。

### (2) 施設の建設、管理等に関する取組み

#### ① 施設の建設または大規模改修時の取組みについて

新築工事や大規模改修工事の設計段階から「としまカーボンマイナス施設づくりガイドライン」(平成29年3月発行)に基づき省エネルギー機器の導入などした施設整備を行い、CO<sub>2</sub>排出の少ない施設づくりを目指します。

また、大規模改修などを行った際には、省エネルギー・省CO<sub>2</sub>の効果の有無を確認するため、工事前と工事後で検証を行います。

#### ② 施設の管理に関する取組みについて（管理標準の作成）

管理標準とは、「エネルギー使用の合理化等に関する法律」(省エネ法)により事業者は、使用エネルギーの削減を確実なものとするために、設備のエネルギー使用の合理化のための管理要領を定めた「管理マニュアル」を作成することとされています。

区も特定事業者として、計画的に施設ごとの「管理マニュアル」の作成を進めます。

#### ③ 新電力の導入について

2016年4月1日から開始した電力の小売全面自由化に基づき、大きな区有施設（高圧施設）のみならず、小さな区有施設（低圧施設）への新電力導入の検討を行い、省CO<sub>2</sub>を図ります。



### (3) 温室効果ガス排出削減又は抑制のための検討課題

#### ① 環境配慮契約法等の検討

環境配慮契約について、総合評価競争入札方式などとの連携を考慮しながら、環境配慮の視点を取り入れた対応を検討していきます。

#### ② その他の課題について

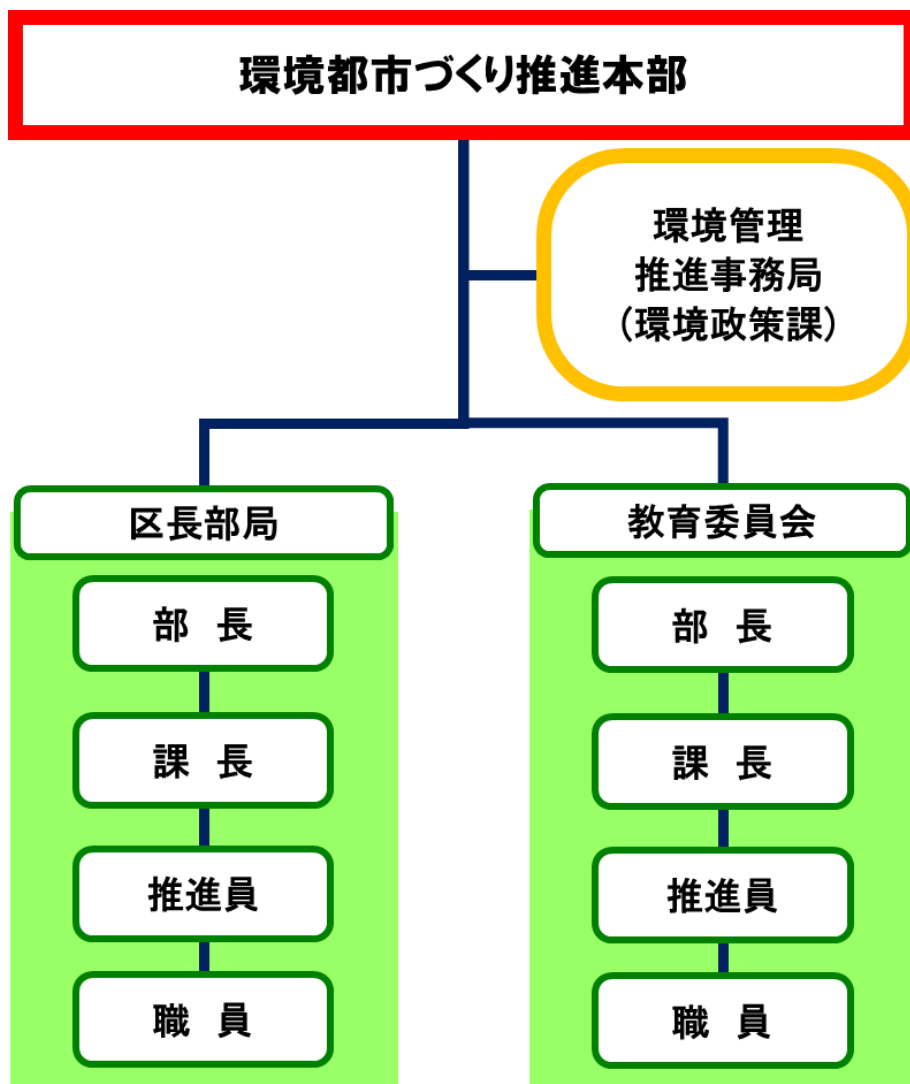
今後、温室効果ガス排出削減又は抑制を行っていく中で発生する課題に対し、常に調査・研究を推進し、その課題を解決・達成していきます。

## 5 計画の推進体制及び点検・評価

### (1) 推進体制

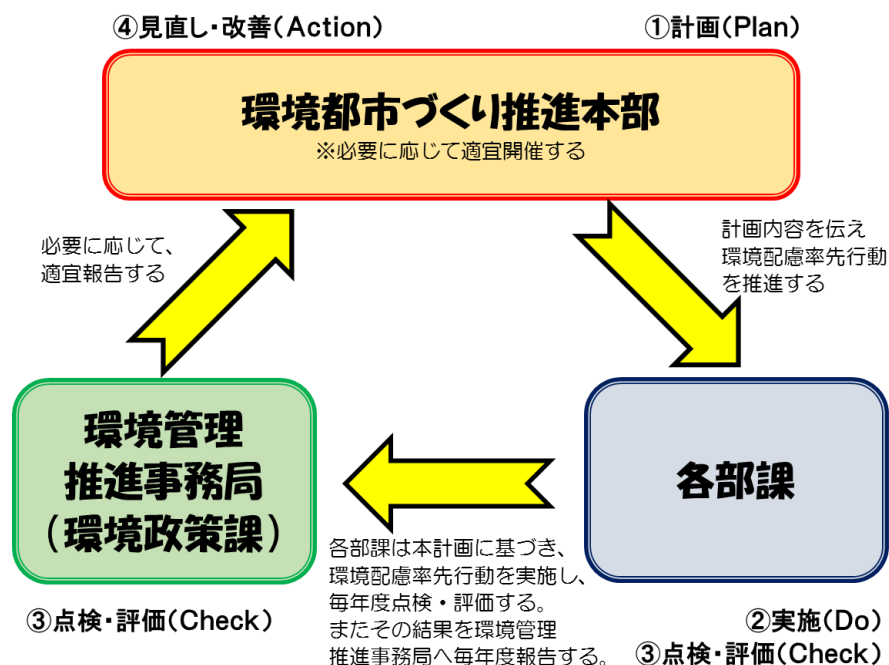
本計画は、下図の体制で推進します。

また、具体的な環境配慮率先行動については「豊島区 環境マネジメントシステム」に基づき、区全体で省エネルギー・省CO<sub>2</sub>を推進します。



## (2) 点検・評価

P D C Aサイクルに基づき、適宜点検・評価し、本計画を進行管理します。



### ① 計画 (Plan) 、 ④見直し・改善 (Action)

豊島区環境都市づくり推進本部長 (区長) は必要に応じて「豊島区環境都市づくり推進本部」を開催し、本計画の改正及び改善をします。

### ② 実施 (Do)

各部課は「環境都市づくり推進本部」で決定した本計画に基づき、各部長 (担当部長を除く) を環境管理推進統括者、各課長 (スタッフ課長は除く) を環境管理推進責任者と定め、各課に1人以上選任した環境管理推進員を中心として、全職員が本計画等の目標達成に向けて全力を挙げて取り組みます。

### ③ 点検・評価 (Check)

各部課は、実施結果を基に自己点検評価を実施します。

環境管理推進事務局 (環境政策課) は、各課から取組結果の報告に基づき、毎年度区全体の達成状況を点検・評価します。

## (3) 公表

本計画及び本計画の進捗・達成状況については、毎年度発行する「豊島区環境年次報告書」 (区ホームページにも掲載) で公表します。

## 参考資料

### 排出係数

温対法施行令第三条（平成 22 年 3 月 3 日一部改正）の排出係数一覧に基づき CO<sub>2</sub>排出量を算出します。

#### (1) 燃料の燃焼に伴う排出

燃料種	単位	排出係数	計算後単位
ガソリン	ℓ	2.32	kg-CO <sub>2</sub> /ℓ
軽油	ℓ	2.58	kg-CO <sub>2</sub> /ℓ
LPG	kg	3.00	kg-CO <sub>2</sub> /kg
灯油	ℓ	2.49	kg-CO <sub>2</sub> /ℓ
都市ガス※	m <sup>3</sup>	2.23	kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup>

※天然ガス自動車（CNG 車）用の燃料充填ステーションにおいては、原料の天然ガスは、一般家庭でも使われている都市ガスパイプラインから供給を受けるのが一般的とされているため、排出係数については都市ガスの排出係数で代用します。

#### (2) 他人から供給された電気

毎年、環境省が公表する「電気事業者ごとの実排出係数・調整後排出係数等」を参照し、供給先の電気事業者の調整後排出係数を用いて計算します。

#### ③ 他人から供給された熱

単位	排出係数	計算後単位
MJ	0.057	kg-CO <sub>2</sub> /MJ

### 第三次 豊島区役所 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

平成 29 年度(2017 年度)～平成 35 年度(2023 年度)

【編集・発行】平成 29 年 3 月 発行

豊島区 環境清掃部 環境政策課

住 所：〒171-8422 東京都豊島区南池袋 2-45-1

T E L：03-3981-1293

F A X：03-3980-5134